

性虐待の初期面接法研修会

1月24日、日本子どもの虐待防止民間ネットワークと協働でアメリカ・ミネソタ州のNPOコーナーハウスよりジュリー・ストファーさんを講師に招き、性虐待の初期面接法・リフカー(RIFCR)の研修会を行いました。児童相談所や児童養護施設の職員、弁護士など多数の県内外の参加がありました。

RIFCRとは「性虐待かもしれない」と疑った時の対応の頭文字を取ったものです。

「R」はラポール (Rapport) =話のできる関係を築くこと。子どもに安心してもらうことが何より大切に「誰にもいわないから」などうそや裏切りになることは言わない。

「I」はイシュー (Issue) =問題点の確認。心配している内容を具体的に伝えて、話を聴く場を設けた理由を明確にします。

「F」はファクト (Fact) =事実確認。原則として、「誰が何をしたか」だけを尋ねる。どこで、いつ、どんなふう、どうやって…は子どもが語るままを聴くだけにとどめ質問はしない。

「C」はクロージャー (Closure) =終結。子どもが家に帰っても安全かどうか、何かあったら誰に話せるのかを確認します。今後起こりうることを正確に伝えます。

「R」はレポート (Report) =通告。すぐに記録を書き、通告します。

(この研修会には共同募金会の助成をいただきました)

CAPNA

キャプナニューズレター63号

うれしい高校生の参加

安城学園高校のインターアクトの生徒さんたちが、2009年度のオレンジリボンキャンペーンに参加協力してくれました。

昨年11月に開かれた「ドーム祭典2009」でのキャンペーンでは啓発グッズをCAPNAのスタッフと一緒に、来場者に元気な掛け声をかけながら配っていただきました。また、オレンジリボン募金もしていただき、寄付もいただきました。



ご寄付 皆様からご寄付をいただきました。心より御礼申し上げます。

(2009.12.1~2010.3.31分、順不同・敬称略)

【個人】江藤桂大、矢満田篤二、石田大育、石田恭子、今西信代、長尾良子、上野恒男、小川麻子、棚川佳延、日比野元子、XXXXXXXXXX、爾見かね子 他匿名2名

【団体】グローバルアークコンサルティング株式会社、安城学園インターアクトクラブ、聖心会修道院、柳原通商店街、在日米商工会議所、チャイルドスターズ、三和療術お客様一同

CAPNA ニューズレター 63号 (隔月刊 47号)

2010年4月20日発行

発行 認定NPO法人 子どもの虐待防止ネットワーク・あいち
事務局 〒460-0002 名古屋市中区丸の内1-4-404 TEL.052-232-2880 FAX.052-232-2882
印刷 社会福祉法人名古屋ライトハウス光和寮

CAPNAは、2月1日に国税庁の認定NPO法人になりました。

全国に約4万団体のNPO法人がある中で、認定NPO法人はわずか127団体(4月1日現在)しかありません。簡単にいえば「運営や事業内容が適正で、公益を高める役割を果たしている」と国税庁長官が認めた団体」という意味です。

認定NPO制度では、税法上の特例措置が認められています(2、3面に特集記事)。

結成以来15年。子どもの虐待防止に尽くしてきた私たちの活動が、高い評価を得たことは大変な光栄です。そして、「選ばれたNPO」としての責任を自覚し、財政基盤を整え、より社会の役に立つ活動を推進していかねばなりません。

今後とも変わらぬご支援をよろしくお願いいたします。

Vol. 63

15年目の飛躍めざそう！

鳩山首相は先月、「新しい公共」円卓会議で、NPOへの寄付を促進するため、寄付税制の見直しについて早急に結論を出すように指示しました。ぐらついている民主党政権ですが、国がNPO支援にここまで真剣に取り組むようになったのは、まさに時代の変化を感じます。CAPNAが、「認定NPO法人」になった意義と、時代背景、NPOをめぐる新たな動きについて、解説したいと思います。(理事 安藤明夫)

NPO先進国・アメリカでは、資産家や企業からの寄付活動が盛んです。個人による寄付だけで年間20兆円に達するそうです。それは寄付が税制上の優遇措置を得られるという制度が背景にあります。一方の日本の寄付額は年間3000億円程度です。

日本でも、市民活動を盛り上げていくためには、寄付の文化を育てることが不可欠という声が高まり、2001年10月に認定NPO法人制度がスタートしました。しかし、企業の資産隠しや悪質商法などの隠れみのに使われてはいけないという配慮から、認定基準はきわめて厳しく定められ、最初の1年では全国でわずか9団体しか認定を得られない状況でした。

NPO関係者や国会議員らから改正を求める声が高まり、06年度と08年度の税制改正で、公益性の高い活動をしている団体が正当に評価されるように、認定基準が改められました。愛知県でも06年以降に取得する団体が相次いでいます(表参照)。

認定NPO法人になる最大のメリットは、寄付者に対して税制上の優遇措置があることです。個人の方が今後、CAPNAに寄付する場合、所得税の計算において、寄付金控除の対象になります。確定申告の際に、寄付金額を控除した金額が課税対象になるわけです。法人が寄付する場合も、一般寄付金(通常のNPO法人への寄付を含む)の損金参入の限度額とは別枠の限度額が設けられています。相続などで得た財産を寄付する場合も、相続税の課税対象から除かれます。

また、認定NPO法人自身にも税制の優遇処置があり、収益事業で得た利益を非収益の事業に使った場合は「みなし寄付」として、損金算入できるようになります。収益を上げることを目指す企業と違い、自身のミッション(使命)を達成するために活動するのがNPOですから、収入を有効に活用できるのは歓迎すべきことです。

さらに、政府の税制調査会が現在検討しているのは、来年度に寄付金減税を見直し、現行の「所得控除」を改めて「税額控除」を新設することです。

現行の所得控除だと、所得税の税率によって得られる恩恵が変わってきます。

年収700万円の人がCAPNAに50万円寄付したとすると、控除対象外の5万円を

認定NPO法人
取得

◇愛知県内の認定NPO

団体名	認定時期
インド福祉村協会	2005.02.01
ロースクール奨学金ちゅうぶ	06.02.01
平和のための戦争メモリアル センター設立準備会	06.07.01
東三河後見センター	09.07.01
アジア日本相互交流センター	09.09.01
アレルギー支援ネットワーク	09.09.01
愛・地球博ボランティアセンター	09.11.01
子どもの虐待防止ネットワーク・あいち	10.02.01
日本口唇口蓋裂協会	10.04.01

除く45万円に対し、10%の税率で控除が認められ、減税効果は4万5000円です。一方、年収3000万円の人が50万円を寄付したとすると、税率40%なので、19万9200円の減税効果があります。年収に関係なく、一定額の控除割合を定めれば、年収の多くない人でも寄付金の額に応じて減税効果を実感できるようになります。それが「税額控除」です。また、控除割合は決まっていますが、政府の取り組みを大いに期待したいものです。

一方、私たちも「公共」としての責任をいっそう自覚する必要があります。社会の役に立つ活動を継続し、多くの子どもたち・親たちを支えていくために、課題はまだたくさんあります。マンネリに陥ることなく、経営の安定、人材の確保、時代に即した事業に取り組んでいきたいと思ひます。

東京の認定NPO法人「言論NPO」は今月、望ましい非営利組織のあり方として「エクセレントNPO」の評価体系をまとめました。

NPO法ができて11年。団体は増えたものの、多くは経営的に非力で、課題解決力や市民とのつながりも弱いという現状を改めていくために自己診断できる基準を設けていくという取り組みです。課題解決に向けた努力、自立性(計12項目)、市民参加(9項目)、組織の安定性(15項目)のチェックリストを近く公表する予定です。

少子高齢化が進み、不況が長引き、国家財政は火の車という日本で、これからの地域社会を支えていくのは、行政とNPOのよりより協働。信頼されるパートナーになっていくためには、自分たちの団体を客観的に眺め、使命に照らして改善していくという姿勢が「エクセレントNPO」につながっていきます。

認定NPO法人になったと言っても、それだけで寄付額が増えて組織が安定するわけではありません。虐待防止の大切さを多くの人に知っていただき、協力を求めていく活動の中に「税制優遇」のメリットが加わっただけのことです。行動が伴わなければ、利点は見えてきません。ただ、責任が一段と重くなったことだけは確かです。

がんばっていきましょう。